



日本脳炎 定期予防接種の受け忘れはありませんか

☎困健康づくり課保健予防係
(☎内線1172)

日本脳炎ワクチンの受け忘れはありませんか。特に、特例措置に該当する年齢の人は、もう一度母子手帳をご確認ください。

※下記対象期間内であれば無料(公費負担)で接種できます

日本脳炎予防接種は、接種後に副反応の事例があったことをきっかけに、平成17～21年度まで積

極的勧奨を控えていましたが、その後、新ワクチン(乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン)が導入され、接種勧奨を再開しています。

このため、下記の特例措置に該当する年齢の人は、日本脳炎の予防接種(第1期・第2期合わせて計4回)を受ける機会を逃している可能性があるため、母子手帳などを確認し、不足があれば早めに接

種を受けましょう。

☎予診票・母子手帳・保険証

※予診票がない場合は、困健康づくり課と困住民福祉課で配布します。その際、接種歴を確認しますので、母子手帳を必ずお持ちください。なお、第2期の予診票について、平成19年4月2日生まれ以降の人には毎年小学4年生相当年齢の4月に個別郵送しています。

接種区分	対象者	接種回数
第1期	生後6か月～7歳6か月に至るまで (標準的な接種年齢は初回：3歳、追加：4歳) ※3歳未満は半分の接種量となります	初回：2回 追加：1回
第2期	満9歳～13歳未満(標準的な接種時期は小学4年生)	1回
特例措置	平成17年4月2日～平成19年4月1日生まれの人 ※20歳の誕生日を過ぎると特例措置は受けられません	第1期(3回)と第2期(1回)の計4回接種のうち未接種分



現況届を忘れずに 児童扶養手当・特別児童扶養手当

☎困子ども課子ども育成係(☎内線1164)

☎困住民福祉課福祉子ども係(☎内線2154)

現在、児童扶養手当を受給中の人は8月1日～31日の間に、特別児童扶養手当を受給中の人は8月12日～9月11日の間に届出が必要です。また、次の期間に特別窓口を設けますので忘れずに提出してください。届出がないと支給が差し止められ、さらに2年間未届けのままだと受給資格を失いますの

で注意してください。該当者には届出用紙を送付します。

特別窓口 困・☎8月8日(金)～15日(金)(土日祝日を除く午前9時～午後5時 ※13日(水)は困のみ午後7時まで)

※児童扶養手当は、所得制限により支給停止中でも届出が必要です。特別児童扶養手当は、前年度

から引き続き所得制限により支給停止になることが明らかな場合、市で手続きできることもありますのでご相談ください

※期間中は通常窓口ではなく、専用会場で受け付けます。特別窓口に来庁できない場合、指定期間内にお越しください(土日祝日を除く)



保育園、認定子ども園などの令和8年4月入園について

8月21日(木)から、市内各園と困子ども課、☎困住民福祉課で入園案内を配布します。9月12日(金)から30日(火)の間に申込書類を第一希望の園に提出してください(選考は先着順ではありません)。

詳細は広報あんなか9月1日号でお知らせする予定です。申込手順、よくある質問と回答、保育料、各園の情報などは、市HPをご覧ください。

パネル展示のお知らせ

市内各園と子育て支援事業の活動を知っていただくため、8月18日(月)から9月12日(金)まで困市民ロビーと☎ホールでパネル展示を行います(8月29日(金)に展示入替)。



市HP



昨年度の様子

☎困子ども課幼児教育保育係
(☎内線1163)